

議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 平成 31 年 2 月 19 日（火）

午後 2 時 00 分 開会

午後 3 時 01 分 閉会

○ 場 所 第 3 常任委員会室

○ 出席委員（10 名）

委員長	伊波 一 男
委員	山城 康 弘
委員	伊佐 哲 雄
委員	呉屋 等
委員	岸本 一 徳

副委員長	濱元 朝 晴
委員	知念 秀 明
委員	知名 康 司
委員	桃原 朗
委員	桃原 功

議長	上地 安 之
----	--------

○ 欠席委員（0 名）

○ 委員外議員（0 名）

○ 説明員（0 名）

○ 議会事務局職員出席者（4 名）

局長	東川上 芳光
議事係長	中村 誠

課長	多和田 眞満
担当主査	大城 拓也

○ 協議案件

1. 第 420 回定例会の運営について
2. その他について（平成 31 年度当初予算議会費について）

議会運営委員会（要旨）

平成 31 年 2 月 19 日（火）

○伊波一男 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午後 2 時 00 分）

【協議事項】

第 420 回定例会の運営について

○伊波一男 委員長 第 420 回定例会に上程される案件は、予算 9 件、補正予算 8 件、条例 5 件、その他 4 件の合計 26 件となっている。

まず「一般質問の時間制限」については、従来どおり答弁を含めないで 1 人 30 分以内とすることでよいか。

（異議なし）

○伊波一男 委員長 次に「一般会計予算審議における質疑時間の制限」については、従来どおり答弁を含め 1 人 20 分以内で回数制限はなしとして進めてよいか。

（異議なし）

○伊波一男 委員長 次に「早期採決」について、事務局より説明をいただきたい。

（事務局より早期採決に係る資料の説明を行う）

○伊波一男 委員長 別紙資料のとおり議案第 1 号、2 号、3 号、4 号、5 号、6 号、22 号の 7 件について早期採決の依頼がある。各委員の意見を伺いたい。

○桃原功 委員 会期予定のとおり 8 日に表決となると、審議はいつ行うのか。

○議会事務局 案件は委員会へ付託されることから、委員会での審査となる。

○伊波一男 委員長 市当局から依頼については、会期予定表（案）のとおり、3 月 8 日（金）の本会議にて採決することとしてよいか。

（異議なし）

○伊波一男 委員長 次に「陳情書等の取り扱い」について、陳情が 4 件提出されているが、先ほど 1 件追加され全 5 件となっている。

○桃原功 委員 これには請願との記載あるが、陳情 4 件、請願 1 件ではないのか。

○伊波一男 委員長 請願提出には紹介議員の署名が必要となるが、記載がなく、取り扱いとしては陳情となる。

○桃原功 委員 提出者へは陳情としての取り扱いになることを連絡しているのか。

○議会事務局 連絡していない。

○**桃原功 委員** ルールとして仕方ないと思うが、そこは丁寧に伝えるべきではないか。

○**議会事務局** 同委員会終了後に連絡してまいりたい。

○**呉屋等 委員** 提出者の意向を尊重すべきと考える。12月に受理しているにも関わらず、まだ連絡していないというのはいかがなものか。提出者が請願として提出したいとの意向であれば事務局で教えてあげるべきではないか。

○**議会事務局** 提出者の意向を確認してまいりたい。請願ということであれば紹介議員と調整の上、提出期限である定例会開会日までに提出を求めてまいりたい。もしそうでなければ陳情としての取り扱いになることから、本日は陳情としての取り扱いも協議していただきたい。

○**伊波一男 委員長** このようなことが二度とないよう取り組んでいただきたい。

陳情については5件の提出があり1件ごとに協議してまいりたい。

まず「全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情」の取り扱いを協議していただきたい。

○**桃原功 委員** 同陳情には意見書案が添付されており、その記の部分には「日米地位協定の見直し」と「地方自治の権限の保証」とある。これまで議会としても求めている内容でもあり、ぜひ上程していただきたい。

○**知念秀明 委員** 地位協定の見直しは理解できるが、要旨の冒頭には「辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだにもかかわらず、国は、その民意を無視し工事を強行に進めています」とある。別添で全国知事会の提言書もあるが、その中には辺野古のことは書かれていない。本陳情は日米地位協定と違うことも書かれており、上程すべきではないものとする。

○**岸本一徳 委員** 日米地位協定の見直しとひとくくりにはしているが、我々の意見が即反映されるような内容ではないと考えており、上程して審議していくものとしては疑問が残る。

○**伊波一男 委員長** 本件については「配付止まり」とすることに決定する。

次に「看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情」の取り扱いを協議していただきたい。

○**知名康司 委員** 上程。

○**桃原朗 委員** 上程。

○**桃原功 委員** 上程。

○**知念秀明 委員** 上程。

○**岸本一徳 委員** 福祉教育常任委員会に所属していたが、今までとは少し違っておりすぐにこうだとは言えないが、これまではほとんど採択しておらず、継続審査で終

わっている内容ではないか。中身を勉強しておらずクエスチョンマークである。

○**桃原功 委員** 公明会派以外は上程で、岸本委員ははっきり分かっていないということであった。少し研究して改めて協議ができないか。

○**岸本一徳 委員** そうであれば上程してもよい。

○**伊波一男 委員長** 本件については「上程」とすることに決定する。

次に「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情」の取り扱いを協議していただきたい。

(「上程」という者あり) (異議なし)

○**伊波一男 委員長** 本件については「上程」とすることに決定する。

次に「介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情」の取り扱いを協議していただきたい。

(「上程」という者あり) (異議なし)

○**伊波一男 委員長** 本件については「上程」とすることに決定する。

次に「我如古児童センター迷惑危険駐車について」の取り扱いを協議していただきたい。

(「上程」という者あり) (異議なし)

○**伊波一男 委員長** 本件については「上程」とすることに決定する。

次に「委員会への付託案件」について、付託先については、従来どおり議長に一任することとしてよいか。

(異議なし)

○**伊波一男 委員長** 次に「会期の決定」について、市当局より3月20日(水)の小学校卒業式における定例会日程の配慮について依頼がある。依頼のあるとおりに進めることとしてよいか。

(異議なし)

○**伊波一男 委員長** 各会派の一般質問予定人数について報告をいただきたい。

(各会派からの質問予定者の報告、質問者数25名)

○**伊波一男 委員長** 一般質問予定人数は25名であり、一般質問は6日間としたい。会期については2月26日から26日までの29日間とする。

【協議結果】

第420回定例会の運営について、以下のとおり決定(全会一致)した。

- ① 一般質問の時間制限：答弁を含めないで1人30分以内
- ② 予算審議における質疑時間：答弁を含め1人20分以内(回数制限なし)
- ③ 中間表決：3月8日(議案第1号、2号、3号、4号、5号、6号、22号)

- ④ 陳情書等の取り扱い：全5件（上程4件）
 - ⑤ 委員会付託省略案件：なし
 - ⑥ 会期：2月26日から3月26日までの29日間（別紙のとおり）
-

【協議事項】

その他について（平成31年度当初予算議会費について）

- 伊波一男 委員長 次に「平成31年度当初予算（議会費）」について、事務局より説明をいただきたい。
(事務局より別添「平成31年度予算編成について」を説明する)
- 桃原功 委員 議会運営費の説明欄に「議員1人増」との記載があるが、前回は1人欠員によるものと思うが、第三者から見ると議員が1人増えたものと勘違いされる恐れがある。欠員の解消など、正しく表記してほしい。
- 議会事務局 そのとおり改めてまいりたい。
- 呉屋等 委員 議会ICT化推進事業について、費用対効果の検証の観点からインターネットの閲覧件数を資料でいただきたい。
- 議会事務局 資料を提出してまいりたい。
- 伊波一男 委員長 そのほかに何かあるか。
- 議会事務局 議案に対する質疑終結の諮り方について、現行は1件ずつ議題にして、最後に再び一括して議題として質疑終結を諮る方法をとっているが、再度質疑を求めるケースがありわかりにくい運用となっていた。そこで当初から一括議題として、日程順のとおり質疑を確認し、最後に全件の質疑を終結するといった方法を提案したい。宮古島市が同様な方法を採用しており、シンプルで分かりやすいものとなっている。
- 桃原功 委員 3月定例会は案件も多く、進め方が早いと追いつかない場合があり、最後の一括議題で改めて質疑を申し出た経緯がある。そのようなケースが解消されると理解してよいか。
- 議会事務局 そのとおりである。
- 岸本一徳 委員 一括とは議案全部ということか。
- 議会事務局 議案は一括して議題とするが、進め方はこれまで同様、1件ずつ質疑を確認していく流れである。全案件で質疑がないことを確認したら質疑終結することである。
- 岸本一徳 委員 これまでどおり質疑2回という制限もあるものと理解してよいか。
- 議会事務局 これまで同様に会議規則に基づいて運用される。
- 伊波一男 委員長 今回は事務局の提案どおり進めてみて、支障があれば見直しを図

っていくということによいか。

(異議なし)

○**議会事務局** 次に、予算に関する修正案の作成に当たり、時間的な制限や資料作成等、事務局の負担が大きいことから、予算の組み替え動議の活用を検討していただきたい。動議であれば予算書の数字を修正することなく、修正の趣旨を文章で表現できるため時間的な制限や技術的な問題がクリアされる。動議を活用するかどうかは提案者の意向によるが、仮に動議が可決されてもただちに予算が修正されるものではない。

○**桃原功 委員** 委員会でも本会議でも提出できるものと理解してよいか。

○**議会事務局** そのとおりである。

○**知名康司 委員** 本件について資料を作成していただき、会派へ持ち帰り検討してまいりたい。

○**議会事務局** 各会派へ資料提供を提供してまいりたい。

○**伊波一男 委員長** 本日の委員会を閉会いたします。 閉会時刻（午後 3 時 01 分）